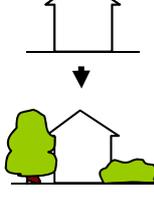
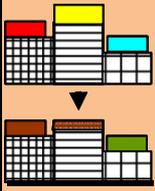
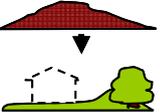
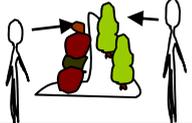
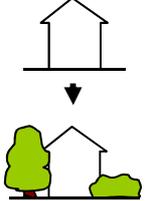


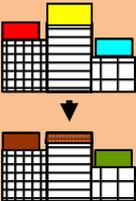
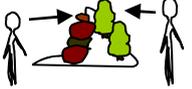
1 - (1) : 山林・高原の景観地域

行為の制限事項	景観づくり基準	✓
(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観変更	①配置  <ul style="list-style-type: none"> <li>■道路側に既存林を残せるように10m以上後退するよう努めること。</li> <li>■隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。</li> <li>■敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。</li> <li>■地形の高低差を生かして、周辺の自然景観に調和するような配置とすること。稜線や斜面上部への配置は見上げ景観に配慮し、できるだけ避けること。</li> </ul>	
	②規模  <ul style="list-style-type: none"> <li>■周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする。</li> <li>■高さは斜面緑地と山の稜線の連続性、見上げ景観に配慮し、原則として周辺の樹木の高さ以内にとどめるよう努めること。又、樹高以上になる場合には周辺の景観と調和するよう形態等に特に配慮すること。</li> </ul>	
	③形態・意匠  <ul style="list-style-type: none"> <li>■周辺の自然環境との調和に配慮した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。</li> <li>■周辺の山並みと調和する形態とすること。</li> <li>■屋根は原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、こう配は周辺の山並みとの調和に努めること。</li> <li>■伝統的・文化的な建築物が点在する通りにおいては、その建築物の景観に調和した形態・意匠とするよう努めること。</li> <li>■大規模な平滑面による光沢及び反射が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。</li> <li>■周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。</li> <li>■河川及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。</li> <li>■屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。</li> <li>■屋外及び外壁に設ける階段・配管類・広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。</li> </ul>	
	④材 料  <ul style="list-style-type: none"> <li>■周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。</li> <li>■反射光のある素材を極力使用しないよう努め、やむを得ず使用する場合には、着色等の工夫をすること。</li> <li>■地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。</li> </ul>	
	⑤色彩等  <ul style="list-style-type: none"> <li>■けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和したできるだけ落ち着いた色彩とすること。(景観計画P43 - 共通事項の色彩基準を参照。)</li> <li>■使用する色数を少なくするよう努めること。</li> </ul>	
	⑥敷地の緑化  <ul style="list-style-type: none"> <li>■敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周囲の景観との調和と安全に配慮すること。</li> <li>■周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりや駐車場の緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。</li> <li>■駐車場、自転車置場、物置等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。</li> <li>■使用する樹種は周辺の樹林等、周辺の景観と調和するものとする。</li> <li>■河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。</li> </ul>	

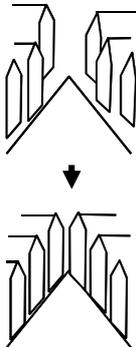
<p>⑦屋外公告物その他これらに類するもの</p> 	配置	■河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。	
	規模、形態・意匠	■基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。	
	材料	■周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。	
		■反射光のある素材を極力使用しないように努めること。	
色彩等	■けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。		
	■使用する色数を少なくするよう努めること。		
	■光源で動きのあるものは、原則として避けること。		
<p>(2) 土地の形質の変更（法第16条第1項第3号及び政令第4条第1項第1号に規定するもの（土石の採取及び鉱物の掘採を除く）をいう。以下同じ。）（変更後の土地の形状、修景、緑化等）</p> 	■大規模な法面、擁壁を生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。		
	■擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。		
	■地形の変更には周辺環境への影響を少なくするよう努めること。		
	■敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。		
<p>(3) 土石の採取及び鉱物の掘採（採取等の方法、採取等後の緑化等）</p>	■周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。		
	■採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。		
<p>(4) 屋外における物件の集積又は貯蔵（集積、貯蔵の方法及び遮へい方法）</p> 	■物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。		
	■道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。		

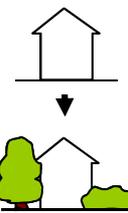
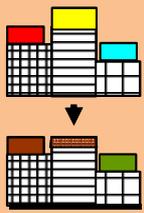
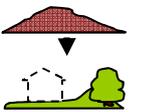
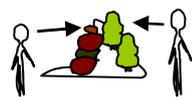
# 1 - (2) : 田園・農地の景観地域

行為の制限事項	景観づくり基準	✓	
(1) 建築物及び 工作物の 新築、 増築、 改築、 移転又は 外観変更	①配置 	<ul style="list-style-type: none"> <li>■道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するよう努めること。</li> <li>■隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。</li> <li>■敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。</li> <li>■地形の高低差を生かして、周辺の自然景観に調和するような配置とすること。稜線や斜面上部への配置は見上げ景観に配慮し、できるだけ避けること。</li> <li>■地域の象徴的な建造物・景観や山並み等への眺望を極力阻害しないような配置とすること。</li> </ul>	
	②規模 	<ul style="list-style-type: none"> <li>■周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとすること。</li> <li>■高さは斜面緑地と山の稜線の連続性、見上げ景観に配慮し、原則として周辺の樹木の高さ以内にとどめるよう努めること。又、樹高以上になる場合には周辺の景観と調和するよう形態等に特に配慮すること。</li> </ul>	
	③形態・意匠 	<ul style="list-style-type: none"> <li>■周辺の自然環境との調和に配慮した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。</li> <li>■背景の山並み及び田園の広がりには調和する形態とすること。</li> <li>■屋根は原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、こう配は周辺の山並みとの調和に努めること。</li> <li>■伝統的・文化的な建築物が点在する通りにおいては、その建築物の景観に調和した形態・意匠とするよう努めること。</li> <li>■大規模な平滑面による光沢及び反射が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。</li> <li>■周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。</li> <li>■河川及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。</li> <li>■屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。</li> <li>■屋外及び外壁に設ける階段・配管類・広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。</li> </ul>	
	④材 料 	<ul style="list-style-type: none"> <li>■周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。</li> <li>■反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避けること。</li> <li>■地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。</li> </ul>	
	⑤色彩等 	<ul style="list-style-type: none"> <li>■けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和したできるだけ落ち着いた色彩とすること。(景観計画P43 - 共通事項の色彩基準を参照。)</li> <li>■使用する色数を少なくするよう努めること。</li> </ul>	
	⑥敷地の緑化 	<ul style="list-style-type: none"> <li>■敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周囲の景観との調和と安全に配慮すること。</li> <li>■周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりや駐車場の緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。</li> <li>■駐車場、自転車置場、物置等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。</li> <li>■使用する樹種は周辺の樹林等、周辺の景観と調和するものとする。</li> <li>■河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。</li> </ul>	

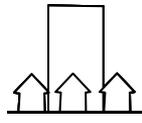
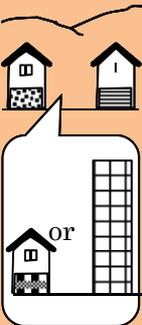
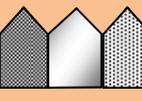
<p>⑦屋外公告物その他これらに類するもの</p> 	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>■河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。</li> </ul>	
	規模、形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>■基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。</li> </ul>	
	材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>■周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>■反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。</li> </ul>	
色彩等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■使用する色数を少なくするよう努めること。</li> <li>■光源で動きのあるものは、原則として避けること。</li> </ul>		
<p>(2) 土地の形質の変更（法第16条第1項第3号及び政令第4条第1項第1号に規定するもの（土石の採取及び鉱物の掘採を除く）をいう。以下同じ。）（変更後の土地の形状、修景、緑化等）</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>■大規模な法面、擁壁を生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■敷地内にある良好な樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。</li> </ul>		
<p>(3) 土石の採取及び鉱物の掘採（採取等の方法、採取等後の緑化等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。</li> </ul>		
<p>(4) 屋外における物件の集積又は貯蔵（集積、貯蔵の方法及び遮へい方法）</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>■物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げる。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。</li> </ul>		

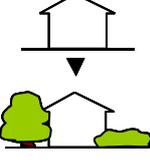
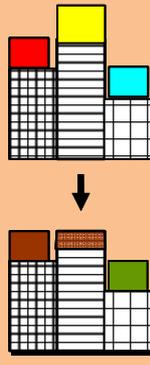
# 1 - (3) : 市街地・集落の景観地域

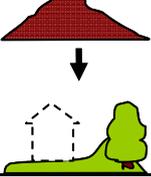
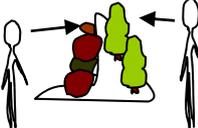
行為の制限事項	景観づくり基準	✓
(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観変更	<b>①配置</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>■特に支障のある場合を除いて、周辺と壁面線を合わせ、連続した沿道の空間を構成するよう努めること。</li> <li>■隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すように努めること。</li> <li>■駐車場、自転車置場、物置等は道路に面して直接配置しないように努めること。</li> <li>■地形の高低差を生かして、周辺の自然景観に調和するような配置とすること。稜線や斜面上部への配置は見上げ景観に配慮し、できるだけ避けること。</li> <li>■地域の象徴的な建造物・景観や山並み等への眺望を極力阻害しないような配置とすること。</li> </ul>	
	<b>②規模</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>■周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとすること。</li> <li>■高さは周辺のまち並みとしての連続性に配慮するとともに、高層の場合、圧迫感を生じないように努めること。</li> </ul>	
	<b>③形態・意匠</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>■周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。</li> <li>■周辺の建築物等の形態との調和に努めること。</li> <li>■建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美の形成や地域の象徴的な建造物・景観の形成にも努めること。</li> <li>■伝統的・文化的な建築物が点在する通りにおいては、その建築物の景観に調和した形態・意匠とするよう努めること。</li> <li>■大規模な平滑面による光沢及び反射が生じないように、陰影等壁面の処理に配慮すること。</li> <li>■周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。</li> <li>■河川及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。</li> <li>■屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。</li> <li>■屋外及び外壁に設ける階段・配管類・広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。</li> </ul>	
	<b>④材 料</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>■周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。</li> <li>■反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。</li> <li>■地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。</li> </ul>	
	<b>⑤色彩等</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>■けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和したできるだけ落ち着いた色彩とすること。(景観計画P43 - 共通事項の色彩基準を参照。)</li> <li>■周辺地域との調和に配慮し、多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。</li> </ul>	
	<b>⑥敷地の緑化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周囲の景観との調和と安全に配慮すること。</li> </ul>	

	<p>■周辺の建築物等比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりや駐車場の緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。</p>									
	<p>■使用する樹種は地域の風土にあつたものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。</p>									
	<p>■河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。</p>									
<p>⑦屋外広告物その他これらに類するもの</p> 	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="368 349 550 394">配置</td> <td data-bbox="550 349 1422 394"> <p>■河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 394 550 472">規模、形態・意匠</td> <td data-bbox="550 394 1422 472"> <p>■基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 472 550 651">材料</td> <td data-bbox="550 472 1422 651"> <p>■周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。</p> <p>■反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 651 550 916">色彩等</td> <td data-bbox="550 651 1422 916"> <p>■けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。</p> <p>■多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。</p> <p>■光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。</p> </td> </tr> </table>	配置	<p>■河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。</p>	規模、形態・意匠	<p>■基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。</p>	材料	<p>■周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。</p> <p>■反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。</p>	色彩等	<p>■けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。</p> <p>■多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。</p> <p>■光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。</p>	
配置	<p>■河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。</p>									
規模、形態・意匠	<p>■基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。</p>									
材料	<p>■周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。</p> <p>■反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。</p>									
色彩等	<p>■けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。</p> <p>■多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。</p> <p>■光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。</p>									
<p>⑧その他の制限</p>	<p>■ブロック塀は避け、木塀や生垣など、安全と景観に配慮した塀とすること。</p> <p>■空調室外機等の人工物は道路面を避けて設置すること。（河川景観軸の美化、居住空間・温泉旅館街の雰囲気向上に努める）</p> <p>■駐車場、自転車置場、物置等を道路に面して設ける場合は道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。</p>									
<p>(2) 土地の形質の変更（法第16条第1項第3号及び政令第4条第1項第1号に規定するもの（土石の採取及び鉱物の掘採を除く）をいう。以下同じ。）（変更後の土地の形状、修景、緑化等）</p> 	<p>■大規模な法面、擁壁を生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。</p> <p>■擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。</p> <p>■敷地内にある良好な樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。</p>									
<p>(3) 土石の採取及び鉱物の掘採（採取等の方法、採取等後の緑化等）</p>	<p>■周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。</p> <p>■採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。</p>									
<p>(4) 屋外における物件の集積又は貯蔵（集積、貯蔵の方法及び遮へい方法）</p> 	<p>■物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げる。</p> <p>■道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。</p>									

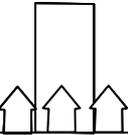
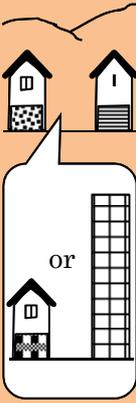
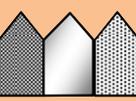
1 - (4) - ①：上諏訪駅周辺地区

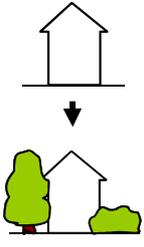
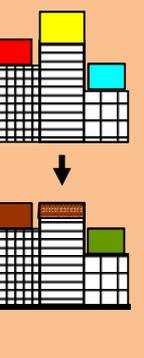
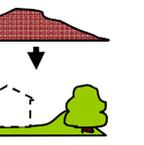
行為の制限事項	景観づくり基準	✓							
(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観変更	①配置 	<ul style="list-style-type: none"> <li>■通りの賑わいを保つため、周辺と壁面線を合わせ、連続した沿道の空間を構成するよう努めること。</li> <li>■駐車場、自転車置場、物置等を設ける場合には、道路等から直接見えにくい配置に努めること。</li> <li>■敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。</li> <li>■地形の高低差を生かして、周辺の自然景観に調和するような配置とすること。稜線や斜面上部への配置は見上げ景観に配慮し、できるだけ避けること。</li> </ul>							
	②規模 	<ul style="list-style-type: none"> <li>■高島城など、周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとすること。</li> <li>■高さは周辺のまち並みとしての連続性に配慮するとともに、高層の場合、圧迫感を生じないように努めること。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="368 739 845 904"> <tr> <td>A・B地区</td> <td>■30m以下に努めること。</td> </tr> <tr> <td>C地区</td> <td>■15m以下（高度地区内）</td> </tr> <tr> <td>D・E地区</td> <td>■15m以下に努めること。</td> </tr> </table> <div data-bbox="861 784 1181 862" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">                         景観計画P59参照                     </div>	A・B地区	■30m以下に努めること。	C地区	■15m以下（高度地区内）	D・E地区	■15m以下に努めること。	
	A・B地区	■30m以下に努めること。							
	C地区	■15m以下（高度地区内）							
	D・E地区	■15m以下に努めること。							
	③形態・意匠 	<ul style="list-style-type: none"> <li>■周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。</li> <li>■周辺の良好な建築物等の形態との調和に努めること。</li> <li>■背景の山並み及び田園の広がりにも調和する形態とすること。</li> <li>■建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美の形成や地域の象徴的な建造物・景観の形成にも努めること。</li> <li>■屋根は原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景の山並み、周辺の建築物との調和に努めること。</li> <li>■伝統的・文化的な建築物が点在する通りにおいては、その建築物の景観に調和した形態・意匠とするよう努めること。</li> <li>■大規模な平滑面が生じないように、陰影等壁面の処理に配慮すること。</li> <li>■周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。</li> <li>■河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。</li> <li>■屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。</li> <li>■屋外及び外壁に設ける階段・配管類・広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。</li> </ul>							
	④材 料 	<ul style="list-style-type: none"> <li>■周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。</li> <li>■地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。</li> <li>■反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。</li> </ul>							
	⑤色彩等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■街道、城下町及び地域の伝統的なまちなみ、それぞれにふさわしい色を基調とし、周辺の建築物等と調和した落ち着いた色彩とすること。（景観計画P43 - 共通事項の色彩基準を参照。）</li> </ul>							

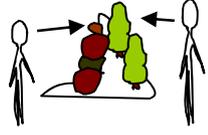
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。</li> <li>■使用する色数を少なくするよう努めること。</li> </ul>									
<p>⑥敷地の緑化</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>■敷地境界には樹木や花等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。</li> <li>■周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりや駐車場の緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。</li> <li>■使用する樹種は地域の風土にあつたものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。</li> <li>■河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。</li> </ul>									
<p>⑦その他の制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ブロック塀は避け、木塀や生垣など、安全と景観に配慮した塀とすること。</li> <li>■空調室外機等の人工物は道路面を避けて設置すること。</li> <li>■駐車場、自転車置場、物置等を道路に面して設ける場合は道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。</li> </ul>									
<p>⑧屋外広告物その他これらに類するもの</p> 	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="373 994 539 1061">■配置</td> <td data-bbox="544 994 1407 1061">■まち並み、山並み、河川等の水辺などの眺望を阻害しないよう努めること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="373 1068 539 1135">■規模、形態・意匠</td> <td data-bbox="544 1068 1407 1218"> <ul style="list-style-type: none"> <li>■屋外広告物は独立表示を避け、景観に配慮した軒下までの高さに努めること。</li> <li>■基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="373 1225 539 1292">■材料</td> <td data-bbox="544 1225 1407 1375"> <ul style="list-style-type: none"> <li>■周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。</li> <li>■反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="373 1382 539 1449">■色彩等</td> <td data-bbox="544 1382 1407 1644"> <ul style="list-style-type: none"> <li>■けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。</li> <li>■使用する色数を少なくするよう努めることとし、多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。</li> <li>■照明及び光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。</li> </ul> </td> </tr> </table>	■配置	■まち並み、山並み、河川等の水辺などの眺望を阻害しないよう努めること。	■規模、形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>■屋外広告物は独立表示を避け、景観に配慮した軒下までの高さに努めること。</li> <li>■基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。</li> </ul>	■材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>■周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。</li> <li>■反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。</li> </ul>	■色彩等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。</li> <li>■使用する色数を少なくするよう努めることとし、多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。</li> <li>■照明及び光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。</li> </ul>	
■配置	■まち並み、山並み、河川等の水辺などの眺望を阻害しないよう努めること。									
■規模、形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>■屋外広告物は独立表示を避け、景観に配慮した軒下までの高さに努めること。</li> <li>■基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。</li> </ul>									
■材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>■周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。</li> <li>■反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。</li> </ul>									
■色彩等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。</li> <li>■使用する色数を少なくするよう努めることとし、多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。</li> <li>■照明及び光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。</li> </ul>									
<p>(2) 土地の形質の変更（法第16条第1項第3号及び政令第4条第1項第1号に規定するもの（土石の採取及び鉱物の掘採を除く。）をいう。以下同じ。）（変更後の土地の形状、修景、緑化等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■大規模な法面、擁壁を極力生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。</li> <li>■擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。</li> </ul>									

	<p>■敷地内にある良好な樹木、その他の樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。</p>	
<p>(3) 土石の採取及び鉢物の掘採（採取等の方法、採取等後の緑化等）</p>	<p>■周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。</p> <p>■採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。</p>	
<p>(4) 屋外における物件の集積又は貯蔵（集積、貯蔵の方法及び遮へい方法）</p> 	<p>■物件を積み上げる場合には、高さを極力低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。</p> <p>■道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。</p>	

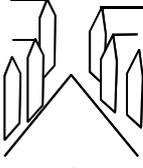
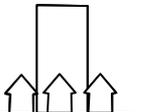
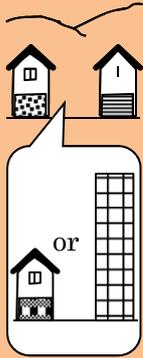
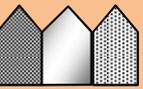
1 - (4) - ② : 諏訪湖畔地区

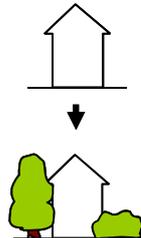
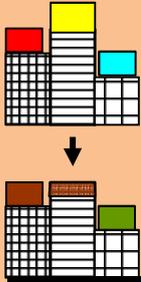
行為の制限事項	景観づくり基準	✓								
(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観変更	<p>① 配置</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 通りの賑わいを保つため、周辺と壁面線を合わせ、連続した沿道の空間を構成するよう努めること。</li> <li>■ A・B地区においては、道路や隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。</li> <li>■ 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。</li> <li>■ 地域の象徴的な建造物・景観や山並み等への眺望を極力阻害しないような配置とすること。</li> </ul>									
	<p>② 規模</p>  <table border="1" data-bbox="391 784 1125 907"> <tr> <td>A地区</td> <td>■ 15m以下に努めること。(一部高度地区あり)</td> </tr> <tr> <td>B地区</td> <td>■ 15m以下(高度地区内)</td> </tr> <tr> <td>C地区</td> <td>■ 4.5m以下に努めること。</td> </tr> <tr> <td>D地区</td> <td>■ 2.0m以下に努めること。</td> </tr> </table> <div data-bbox="1133 795 1396 907" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     景観計画 P60参照                 </div>	A地区	■ 15m以下に努めること。(一部高度地区あり)	B地区	■ 15m以下(高度地区内)	C地区	■ 4.5m以下に努めること。	D地区	■ 2.0m以下に努めること。	
	A地区	■ 15m以下に努めること。(一部高度地区あり)								
	B地区	■ 15m以下(高度地区内)								
	C地区	■ 4.5m以下に努めること。								
	D地区	■ 2.0m以下に努めること。								
	<p>③ 形態・意匠</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。</li> <li>■ 周辺の良好な建築物等の形態との調和に努めること。</li> <li>■ 背景の山並み及び田園の広がりにも調和する形態とすること。</li> <li>■ 建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美の形成や地域の象徴的な建造物・景観の形成にも努めること。</li> <li>■ 屋根・屋上は高台からの魅力的な眺望に配慮したこぎ配屋根とし、周辺の建築物との調和に努めること。</li> <li>■ 伝統的・文化的な建築物が点在する通りにおいては、その建築物の景観に調和した形態・意匠とするよう努めること。</li> <li>■ 大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。</li> <li>■ 周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。</li> <li>■ 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。</li> <li>■ 屋上設備は外部から見えないよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。</li> <li>■ 屋外及び外壁に設ける階段・配管類・広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。</li> </ul>									
	<p>④ 材料</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。</li> <li>■ 地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。</li> <li>■ 反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮し、壁面の大部分に使用することは避けること。</li> </ul>									
	<p>⑤ 色彩等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した落ち着いた色彩とすること。(景観計画P43 - 共通事項の色彩基準を参照。)</li> </ul>									

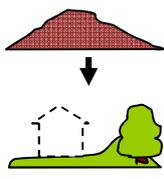
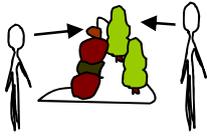
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。</li> <li>■使用する色数を少なくするよう努めること。</li> </ul>															
<p>⑥敷地の緑化</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>■敷地境界には樹木や花等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。</li> <li>■周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりや駐車場の緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。</li> <li>■使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。</li> <li>■C・D地区における沿道側敷地は、駐車場敷地の緑化に努めること。また、1000㎡を超える敷地に於いては3%を緑地とし、沿道の緑化・修景に努めること。</li> <li>■河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。</li> </ul>															
<p>⑦その他の制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ブロック塀は避け、木塀や生垣など、安全と景観に配慮した塀とすること。</li> <li>■空調室外機等の人工物は道路面を避けて設置すること。</li> <li>■駐車場、自転車置場、物置等を道路に面して設ける場合は道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。</li> </ul>															
<p>⑧屋外公告物その他これらに類するもの</p> 	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="384 960 560 1037">配置</td> <td data-bbox="564 960 1417 1037">■まち並み、山並み、河川等の水辺などの眺望を阻害しないように努めること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1043 560 1120">規模、形態・意匠</td> <td data-bbox="564 1043 1417 1120">■屋外広告物は独立表示を避け、景観に配慮した軒下までの高さに努めること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1126 560 1202">材料</td> <td data-bbox="564 1126 1417 1202">■基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1209 560 1361">材料</td> <td data-bbox="564 1209 1417 1361"> <ul style="list-style-type: none"> <li>■周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。</li> <li>■反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1368 560 1444">色彩等</td> <td data-bbox="564 1368 1417 1444">■けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1451 560 1527">色彩等</td> <td data-bbox="564 1451 1417 1527">■使用する色数を少なくするよう努めることとし、多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1534 560 1615">色彩等</td> <td data-bbox="564 1534 1417 1615">■照明及び光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。</td> </tr> </table>	配置	■まち並み、山並み、河川等の水辺などの眺望を阻害しないように努めること。	規模、形態・意匠	■屋外広告物は独立表示を避け、景観に配慮した軒下までの高さに努めること。	材料	■基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。	材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>■周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。</li> <li>■反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。</li> </ul>	色彩等	■けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。	色彩等	■使用する色数を少なくするよう努めることとし、多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。	色彩等	■照明及び光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。	
配置	■まち並み、山並み、河川等の水辺などの眺望を阻害しないように努めること。															
規模、形態・意匠	■屋外広告物は独立表示を避け、景観に配慮した軒下までの高さに努めること。															
材料	■基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。															
材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>■周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。</li> <li>■反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。</li> </ul>															
色彩等	■けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。															
色彩等	■使用する色数を少なくするよう努めることとし、多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。															
色彩等	■照明及び光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。															
<p>(2) 土地の形質の変更（法第16条第1項第3号及び政令第4条第1項第1号に規定するもの（土石の採取及び鉱物の掘採を除く）をいう。以下同じ。）（変更後の土地の形状、修景、緑化等）</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>■大規模な法面、擁壁を極力生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。</li> <li>■擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。</li> <li>■敷地内にある良好な樹木、その他の樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。</li> </ul>															

<p>(3) 土石の採取及び鉋物の掘採（採取等の方法、採取等後の緑化等）</p>	<p>■周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。</p>	
	<p>■採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。</p>	
<p>(4) 屋外における物件の集積又は貯蔵（集積、貯蔵の方法及び遮へい方法）</p> 	<p>■物件を積み上げる場合には、高さを極力低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。</p> <p>■道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。</p>	

1 - (4) - ③：諏訪大社上社周辺地区

行為の制限事項	景観づくり基準	✓
<p>(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観変更</p>	<p>①配置</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>■通りの賑わいを保つため、周辺と壁面線を合わせ、連続した沿道の空間を構成するよう努めること。</li> <li>■道路や隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。</li> <li>■駐車場、自転車置場、物置等は道路に面して直接配置しないように努めること。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地形の高低差を生かして、周辺の自然景観に調和するような配置とすること。稜線や斜面上部への配置は見上げ景観に配慮し、できるだけ避けること。</li> </ul>	
	<p>②規模</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>■建築物の階数は地階を除き3階以下とする。また、建築物の高さは地盤面から10m以下とし、まち並みや山並みなどへの眺望を確保すること。</li> </ul>	
	<p>③形態・意匠</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>■周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■周辺の良好な建築物等の形態との調和に努めること。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■背景の山並み及び田園の広がりにも調和する形態とすること。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■屋根は原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景の山並み、周辺の建築物との調和に努めること。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■伝統的・文化的な建築物が点在する通りにおいては、その建築物の景観に調和した形態・意匠とするよう努めること。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■伝統建築様式（建てぐるみなど）を継承し又は取り入れた意匠とするように努めること。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■大規模な平滑面が生じないように、陰影等壁面の処理に配慮すること。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■屋外及び外壁に設ける階段・配管類・広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。</li> </ul>	
	<p>④材 料</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>■周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>■反射光のある素材は避けること。</li> </ul>		
<p>⑤色彩等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した落ち着いた色彩とすること。（景観計画P43 - 共通事項の色彩基準を参照。）</li> </ul>		

	<ul style="list-style-type: none"> <li>■多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。</li> <li>■使用する色数を少なくするよう努めること。</li> </ul>																		
<p>⑥敷地の緑化</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>■敷地境界には樹木や花等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。</li> <li>■使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。</li> <li>■豊かな自然を生かした緑化に努めること。</li> <li>■河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。</li> </ul>																		
<p>⑦その他の制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ブロック塀は避け、木塀や生垣など、安全と景観に配慮した塀とすること。</li> <li>■空調室外機等の人工物は道路面を避けて設置すること。</li> <li>■駐車場、自転車置場、物置等を道路に面して設ける場合は道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。</li> </ul>																		
<p>⑧屋外広告物その他これらに類するもの</p> 	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="405 887 624 972">配置</td> <td data-bbox="624 887 1401 972"> <ul style="list-style-type: none"> <li>■まち並み、山並み、河川等の水辺などの眺望を阻害しないように努めること。</li> </ul> </td> <td data-bbox="1401 887 1495 972"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 972 624 1473">規模、形態・意匠</td> <td data-bbox="624 972 1401 1473"> <ul style="list-style-type: none"> <li>■基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。</li> <li>■自己用屋外広告物は、表示面積10㎡以内とし、一辺の長さが4m以下とすること。</li> <li>■自己用以外の屋外広告物のうち次のいずれかに該当するものは独立して設置又は建物に架設しないこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 刺激的な色彩・装飾を用いることにより、美観風致を損なうもの。</li> </ul> </li> </ul> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="624 1294 759 1361">沿道地域（※）</td> <td data-bbox="759 1294 1241 1391"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高さ3mを超えるもの</li> <li>・ 一辺の長さが1.2mを超えるもの</li> <li>・ 表示面積が1㎡を超えるもの</li> </ul> </td> <td data-bbox="1241 1339 1401 1406" rowspan="2"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">           景観計画 P61参照         </div> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="624 1384 759 1473">一般地域</td> <td data-bbox="759 1384 1241 1473"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己用屋外広告物より大きなもの</li> <li>・ 屋外広告物は設置しないように努める</li> </ul> </td> </tr> </table> </td> <td data-bbox="1401 972 1495 1473"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 1473 624 1637">材料</td> <td data-bbox="624 1473 1401 1637"> <ul style="list-style-type: none"> <li>■周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。</li> <li>■反射光のある素材は、極力使用しないように努めること。</li> </ul> </td> <td data-bbox="1401 1473 1495 1637"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 1637 624 1906">色彩等</td> <td data-bbox="624 1637 1401 1906"> <ul style="list-style-type: none"> <li>■けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。</li> <li>■使用する色数を少なくするよう努めることとし、多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。</li> <li>■照明及び光源で動きのあるものは、原則として避けること。</li> </ul> </td> <td data-bbox="1401 1637 1495 1906"></td> </tr> </table>	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>■まち並み、山並み、河川等の水辺などの眺望を阻害しないように努めること。</li> </ul>		規模、形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>■基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。</li> <li>■自己用屋外広告物は、表示面積10㎡以内とし、一辺の長さが4m以下とすること。</li> <li>■自己用以外の屋外広告物のうち次のいずれかに該当するものは独立して設置又は建物に架設しないこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 刺激的な色彩・装飾を用いることにより、美観風致を損なうもの。</li> </ul> </li> </ul> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="624 1294 759 1361">沿道地域（※）</td> <td data-bbox="759 1294 1241 1391"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高さ3mを超えるもの</li> <li>・ 一辺の長さが1.2mを超えるもの</li> <li>・ 表示面積が1㎡を超えるもの</li> </ul> </td> <td data-bbox="1241 1339 1401 1406" rowspan="2"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">           景観計画 P61参照         </div> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="624 1384 759 1473">一般地域</td> <td data-bbox="759 1384 1241 1473"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己用屋外広告物より大きなもの</li> <li>・ 屋外広告物は設置しないように努める</li> </ul> </td> </tr> </table>	沿道地域（※）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高さ3mを超えるもの</li> <li>・ 一辺の長さが1.2mを超えるもの</li> <li>・ 表示面積が1㎡を超えるもの</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">           景観計画 P61参照         </div>	一般地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己用屋外広告物より大きなもの</li> <li>・ 屋外広告物は設置しないように努める</li> </ul>		材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>■周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。</li> <li>■反射光のある素材は、極力使用しないように努めること。</li> </ul>		色彩等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。</li> <li>■使用する色数を少なくするよう努めることとし、多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。</li> <li>■照明及び光源で動きのあるものは、原則として避けること。</li> </ul>		
配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>■まち並み、山並み、河川等の水辺などの眺望を阻害しないように努めること。</li> </ul>																		
規模、形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>■基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。</li> <li>■自己用屋外広告物は、表示面積10㎡以内とし、一辺の長さが4m以下とすること。</li> <li>■自己用以外の屋外広告物のうち次のいずれかに該当するものは独立して設置又は建物に架設しないこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 刺激的な色彩・装飾を用いることにより、美観風致を損なうもの。</li> </ul> </li> </ul> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="624 1294 759 1361">沿道地域（※）</td> <td data-bbox="759 1294 1241 1391"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高さ3mを超えるもの</li> <li>・ 一辺の長さが1.2mを超えるもの</li> <li>・ 表示面積が1㎡を超えるもの</li> </ul> </td> <td data-bbox="1241 1339 1401 1406" rowspan="2"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">           景観計画 P61参照         </div> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="624 1384 759 1473">一般地域</td> <td data-bbox="759 1384 1241 1473"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己用屋外広告物より大きなもの</li> <li>・ 屋外広告物は設置しないように努める</li> </ul> </td> </tr> </table>	沿道地域（※）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高さ3mを超えるもの</li> <li>・ 一辺の長さが1.2mを超えるもの</li> <li>・ 表示面積が1㎡を超えるもの</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">           景観計画 P61参照         </div>	一般地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己用屋外広告物より大きなもの</li> <li>・ 屋外広告物は設置しないように努める</li> </ul>													
沿道地域（※）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高さ3mを超えるもの</li> <li>・ 一辺の長さが1.2mを超えるもの</li> <li>・ 表示面積が1㎡を超えるもの</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">           景観計画 P61参照         </div>																	
一般地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己用屋外広告物より大きなもの</li> <li>・ 屋外広告物は設置しないように努める</li> </ul>																		
材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>■周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。</li> <li>■反射光のある素材は、極力使用しないように努めること。</li> </ul>																		
色彩等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。</li> <li>■使用する色数を少なくするよう努めることとし、多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。</li> <li>■照明及び光源で動きのあるものは、原則として避けること。</li> </ul>																		
<p>(2) 土地の形質の変更（法第16条第1項第3号及び政令第4条第1項第1号に規定するもの（土石の採取及び鉱物の掘</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■大規模な法面、擁壁を極力生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。</li> </ul>																		

<p>採を除く)をいう。以下同じ。)(変更後の土地の形状、修景、緑化等)</p> 	<p>■擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。</p>	
<p>(3) 土石の採取及び鉋物の掘採(採取等の方法、採取等後の緑化等)</p>	<p>■敷地内にある良好な樹木、その他の樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。</p>	
<p>(4) 屋外における物件の集積又は貯蔵(集積、貯蔵の方法及び遮へい方法)</p>	<p>■周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。</p>	
	<p>■採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。</p> <p>■物件を積み上げる場合には、高さを極力低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。</p> <p>■道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。</p>	